

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 8月30日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり：

●義務的自宅待機措置を発令（9月2日（水）午前5時より）：オイギンス州サンタ・クルス市、ニュブレ州チジャン市、チジャン・ビエホ市、ビオビオ州ウアルキ市

●第1段階（義務的自宅待機措置）から第2段階（移行期）へ移行（9月2日（水）午前5時より）：オイギンス州レンゴ市

●第2段階（移行期）から第3段階（準備期）へ移行（9月2日（水）午前5時より）：首都圏州サンティアゴ市4区（プロビデンシア区、ラス・コンデス区、ニュニョア区、ビタクラ区）、サン・ホセ・デ・マイポ区、バルパライソ州ロス・アンデス市、サン・フェリペ市

（※第3段階：準備期（Preparacion）。義務的自宅待機措置の完全解除（ただし感染者等を除く）。50人以下での社会活動を解禁。映画館、劇場、カフェ・レストラン（屋外を除く）等の営業は引き続き禁止。）

（2）9月2日（水）午前5時より、75歳以上の高齢者に対する外出許可が以下のとおり拡大される。また、規制緩和計画の段階を問わず、外出許可証の取得は免除となる。

ア 規制緩和計画第1段階（義務的自宅待機措置）においては、月、木、土曜日の午前10時～12時もしくは午後3時～5時の間で、2時間までの外出が可能。

イ 同計画第2段階（移行期）においては、月～金曜日、時間制限なしで外出可能。

ウ 同計画第3、4段階（準備期、再開初期）においては、毎日時間制限なしで外出可能。

2 8月30日時点で、チリ国内では409,974名（死亡者11,244名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・ チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html